

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 新規事業創造推進室）

項目名	個人から上場ベンチャーファンドへの投資促進に係る税制措置の創設											
税目	所得税											
要望の内容	<p>個人がミドル・レイター期を含むスタートアップに投資を行うことができる環境を整備するため、東京証券取引所のベンチャーファンド市場に上場する投資法人に対する個人からの投資等に対して、税制上の優遇措置を創設する。</p> <table border="1" data-bbox="887 831 1503 1001"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ミドル・レイター期を含むスタートアップに対する個人による上場ベンチャーファンドを通じた投資を促進することで、スタートアップが非上場のまま大規模な資金調達を行い、ユニコーン企業へと成長できる環境を整備することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することが重要である。</p> <p>これまで、創業期のスタートアップにおける資金調達については、エンジェル税制による優遇措置なども含めて一定の環境整備が進められているところ、ユニコーン企業として飛躍的な成長を遂げるために必要な、ミドル・レイター期の大規模な資金調達が可能な環境の整備については、資金の出し手が少なく大きな課題となっている。</p> <p>そこで、2,000兆円を超える規模の個人金融資産の一部をスタートアップ・エコシステムに振り向けることにより、ミドル・レイター期へのスタートアップの資金供給の担い手を創出することが適当である。</p> <p>ここで、個人がミドル・レイター期のスタートアップに直接投資を行うことは求められる資金量や株主管理の観点等から困難であるため、個人の資産を集約する投資ビークルを有効活用すべきであるところ、非上場企業に投資する投資法人のための市場として東京証券取引所のベンチャーファンド市場が存在する。しかし、当該ベンチャーファンド市場における上場銘柄は過去に2銘柄存在していたのみでありその役割を十分に果たしているとは言えないところ、税制上の優遇措置を新たに創設することにより、その活用を促進し、ミドル・レイター期を含めたスタートアップに対する個人からの資金調達環境を整備したい。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済構造改革の推進</p> <p>【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】</p> <p>V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進</p> <p>2. スタートアップ育成5か年計画の推進</p> <p>（5）スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化</p> <p>⑨個人からベンチャーキャピタルへの投資促進</p> <p>英国の VCT (Venture Capital Trust) では、一定の要件の下、個人から上場ベンチャーファンドに投資した際に、税優遇措置（投資時の税控除、運用益の非課税、法人税の非課税）が与えられており、年間約1兆円の個人資金が VCT に投資されている。VCT からアーリー期の未上場企業への長期投資という性質を踏まえ、流動性（VCT からの買戻し制度）や情報開示（四半期）にも配慮している。</p> <p>こうした事例も参照し、投資家保護に留意しつつ、個人から上場ベンチャーファンドへの投資を促進するスキーム（日本版 VCT）の具体化について検討を行う。</p> <p>具体的には、英国及びフランスの事例では投資時の税控除が大きな成功要因の一つとなっていることも踏まえ、エンジェル税制の検討等、優遇税制の投資対象に上場ベンチャーファンドを含めることも含め、個人からベンチャーキャピタルへの投資時の税控除の導入について、必要な措置を検討する。その際、信託からの投資についてもエンジェル税制の対象とすることを検討する。</p>
		政策の達成目標	<p>スタートアップへの投資額について、2022年度と比較して、5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とする。</p> <p>（スタートアップ育成5か年計画、2022年11月28日新しい資本主義実現会議決定）</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	—	
	同上の期間中の達成目標	—	
	政策目標の達成状況	<p>令和4年の国内スタートアップの資金調達額：9,459億円</p> <p>（令和5年7月14日時点、出典：INITIAL）</p>	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>個人によるスタートアップへの投資に対する他の税制として、エンジェル税制がある。</p> <p>エンジェル税制は、特に資金の集まりにくい創業初期のスタートアップに対する個人投資家からの投資を促進するため、設立年数等の一定要件を満たす特定新規中小企業者に投資を行った個人に対して、所得税の優遇を行うもの。</p>

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本施策は、個人から上場ベンチャーファンドを通じた、主にミドル・レイター期のスタートアップへの投資を促進するものであり、その性質上予算措置ではなく、租税特別措置によって実施することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	